

技能資格取得研修補助事業

2026年4月～2027年3月

技能資格取得研修補助事業は「海事系」および「非海事系」がありますので、ご注意願います。

1. 「海事系」技能資格取得研修

(1) 補助対象者(次のすべての条件を満たすことのできる方)

- ① **海員組合の組合員**またはJSS賛助会員。
- ② 海員組合内外を問わず、他の制度による当該科目研修に関する補助を一切受けず、自費で受講する方。
- ③ 海員組合の中央執行委員会が指定する以下の研修機関において自主研修として受講される方。
(一財)全日本海員福祉センター
(一財)尾道海技学院 (一財)関門海技協会

(2) 研修補助給付金および研修交通費補助金

- ① 「海事系」技能研修の受講料は、原則的に全額補助しますが、定員の左側に*印のついた研修は本人負担が発生します。
- ② 受講のため宿泊を伴う場合は、自宅から研修機関までの往復の交通費実費相当額を支給します。(タクシーを除く公共交通機関の合理的な交通順路)を記入した「海技資格・技能講習 受講申請書」を提出してください。

(3) 申請手続き

- ① 申込締切日までに最寄りの海員組合支部またはJSSへ、すべての必要事項を記入した「海技資格・技能講習 受講申請書」を提出してください。「海技資格・技能講習 受講申請書」は、海員組合各支部およびJSSにあります。(JSSのホームページからダウンロードすることもできます。)
- ② 審査により受講が決定した方へ、申込締切日にJSSから「技能研修受講決定通知」「研修受講案内」「研修補助・交通費補助申請書」を郵送します。定員を超える申請があった場合は、審査基準(就業状態・受給経験・組合員経歴・年齢)に従って受講者を決定します。
なお、受講料を本人が立て替える必要はありません。
- ③ 「研修受講案内」に従い受講してください。受講後、「研修補助・交通費補助申請書」にすべての必要事項を記入し、海員組合支部またはJSSへ提出してください。航空機を利用した場合は、利用証明となる本人名の領収書および搭乗券(搭乗案内・保安検査証・搭乗証明書でも可)の添付が必要です。
添付書類に不備がある場合は、支給いたしかねますのでご注意ください。
- ④ JSSは、受講者から「研修補助・交通費補助申請書」その他を受け取った後、交通費を審査し間違いがないことを確認したうえで、申請者が指定した銀行口座へ交通費実費相当額を送金します。

JSS 主催 海事系技能研修

科目	定員	実施期間	申込締切日	実施期間	申込締切日	実施研修機関
一級海技士(航海・機関)短期特訓道場	10	2026年9月24日(木)～10月10日(土)	9月10日	2027年3月25日(木)～4月10日(土)	3月11日	尾道海技学院
二級海技士(航海・機関)短期特訓道場	10	2026年9月4日(金)～9月20日(日)	8月21日	2027年3月8日(月)～3月24日(水)	2月19日	
三級海技士(航海・機関)短期特訓道場	10	2026年8月15日(土)～8月31日(月)	7月31日	2027年2月22日(月)～3月10日(水)	2月8日	
四級海技士(航海・機関)短期特訓道場	10	2026年5月6日(水)～6月1日(月)	4月8日	2026年10月28日(水)～11月23日(月)	9月28日	
四級海技士(航海)短期特訓道場	10	2027年3月18日(木)～4月13日(火)	2月16日			
四級海技士(機関)短期特訓道場	10	2027年3月16日(火)～4月11日(日)	2月16日			
五級海技士(航海・機関)短期特訓道場	10	2026年5月13日(水)～6月1日(月)	4月15日			
五級海技士(航海)短期特訓道場	10	2026年6月11日(木)～6月30日(火)	5月14日			
五級海技士(機関)短期特訓道場	10	2026年6月15日(月)～7月4日(土)	5月14日			
三級海技士(航海・機関)口述試験対策講習 ※受講される方は前もって国家試験の受験申請を各自で済ませておいてください。	10	2026年4月24日(金)～4月28日(火)	4月8日	2026年10月27日(火)～10月31日(土)	10月9日	
	10	2026年7月16日(木)～7月20日(月)	6月30日	2027年2月16日(火)～2月20日(土)	1月29日	
四・五級海技士(航海・機関)口述試験対策講習 ※受講される方は前もって国家試験の受験申請を各自で済ませておいてください。	10	2026年4月17日(金)～4月21日(火)	4月3日	2026年10月19日(月)～10月23日(金)	10月5日	
	10	2026年7月10日(金)～7月14日(火)	6月26日	2027年2月8日(月)～2月12日(金)	1月25日	
免許講習 上級機関英語(七日間)	10	2026年12月3日(木)～12月9日(水)	11月16日			
免許講習 上級航海英語(九日間)	10	2026年12月6日(日)～12月14日(月)	11月16日			
一級小型船舶操縦士 ※所有している海技免状により、実施期間が異なります。	30	2026年5月19日(火)～5月24日(日)	4月23日	2027年2月8日(月)～2月13日(土)	1月14日	関門海技協会
	30	2026年8月20日(木)～8月25日(火)	7月23日			
	30	2026年10月20日(火)～10月24日(土)	9月16日			
マリン整備士(尾道海技学院による認定証)	*10	2026年6月9日(火)～6月25日(木)	5月22日	2026年10月6日(火)～10月22日(木)	9月16日	尾道海技学院
潜水士(学科・実技)	*10	2026年9月12日(土)～9月23日(水)	8月25日			
船舶料理士	10	2026年9月29日(火)～10月2日(金)	9月14日			全日本海員福祉センター

2. 「非海事系」技能資格取得研修 ※「非海事系」は2017年4月から自動車関連7科目のみとなりました。

(①大型自動車 ②大型特殊自動車 ③車両系建設機械 ④フォークリフト ⑤玉掛 ⑥移動式クレーン ⑦クレーン運転士)

(1) 補助対象者(次のすべての条件を満たすことのできる方)

- ① **海員組合の組合員**
- ② 海員組合内外を問わず、他の制度による当該科目研修に関する補助を一切受けず、自費で受講する方。
- ③ 以下の研修機関で受講される方
船員保険・雇用保険の教育訓練給付対象研修機関
- ④ 組合による雇用のセーフティネットとして位置付けられていることから、企業倒産、規模縮小、廃業あるいは会社都合で離職せざるを得ない、又はその恐れがあると認定できる方(認定は、申請者を担当する海員組合支部機関の長が行います)等、雇用問題に直面し、真に研修を必要としている全日本海員組合の組合員のみ対象です。受講については、申請した組合員を担当する組合支部機関にて事前審査があります。

(2) 研修補助給付金および研修交通費補助金

- ① 研修補助給付金(受講料・教材費)は、上限15万円です。
- ② 受講のため宿泊を伴う場合は、自宅から研修機関までの往復の交通費実費相当額を支給します。(タクシーを除く公共交通機関の合理的な交通順路)

(3) 申請手続き

- ① 本人から当該研修機関へ連絡し、研修開催の有無などを確認のうえ、**直接申**

- 込**を行ってください。
- ② 「海技資格・技能講習 受講申請書」に必要事項を記入し、海員組合担当支部へ提出してください。
研修開始以降の受講申請は受け付けません。予めご了承ください。
「海技資格・技能講習 受講申請書」は、海員組合各支部およびJSSにあります。(JSSのホームページからダウンロードすることもできます。)
- ③ 審査により給付補助が決定した方へ、JSSから「技能研修補助決定通知」「研修補助・交通費補助申請書」を郵送します。
なお、研修費用については、本人が研修機関へお支払いください。(本人名の領収書を発行してもらい、受講後の精算時まで保管してください。)
- ④ 研修機関からの案内に従って受講してください。
- ⑤ 受講後、次に掲げる全ての資料(イ・ロ・ハ、ニ)を海員組合支部またはJSSへ提出してください。**添付書類に不備がある場合は、支給いたしかねますのでご注意ください。**
イ. すべての必要事項を記入した「研修補助・交通費補助申請書」
ロ. 研修機関から発行された本人名の領収書の原本
ハ. 免許証写し
ニ. 航空機を利用した場合は、利用証明となる本人名の領収書および搭乗券(搭乗券は搭乗案内・保安検査証・搭乗証明書でも可)
- ⑥ JSSは、⑤の書類等を受け取った後に審査を行い、申請者が指定した銀行口座へ補助給付金総額を送金します。

